

成長産業分野支援資金(プロジェクト分野)

<県制度融資とは>

県が金融機関に利子補給を行い、
中小企業者の皆様の利息負担を軽減する制度です。

〔旧: クラスター産業分野支援貸付〕

<融資利率等>

融資限度額 10億円

県の利子補給率
最大

0.67%

(信用保証 任意)

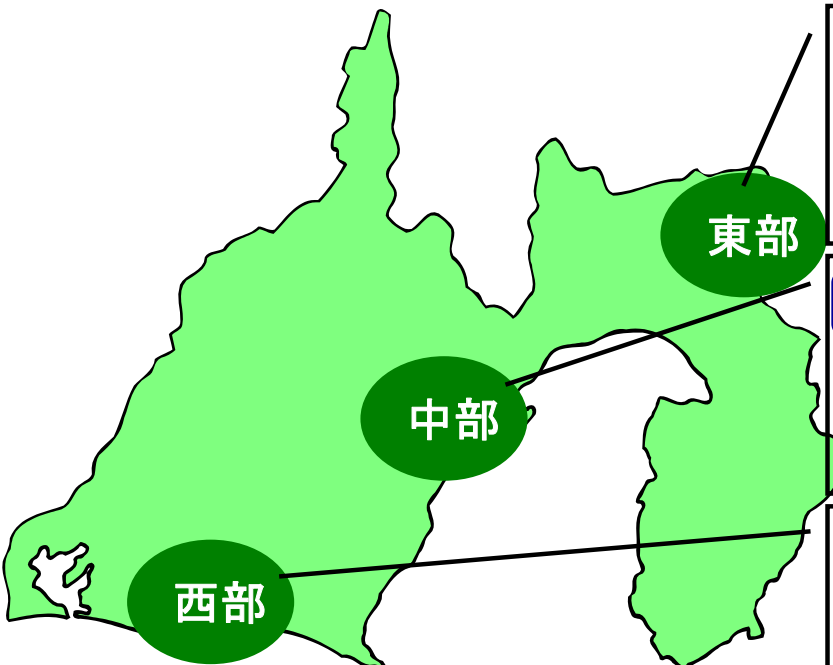
融資利率: 金融機関による
(金利: 固定又は変動)

最長10年間
(据置1年以内)

<融資対象者>

☆プロジェクト分野に参画する個人事業者、会社、組合が対象です。

〔プロジェクト分野とは…下記3つの産業集積プロジェクトを指します。この3つのプロジェクトに合致する取組を実施する場合に、当貸付の利用が可能となります。〕



医療・健康関連産業(ファルマバレー)

医療健康産業分野の研究、開発、製造、販売の実施に必要な資金

食品関連産業(フーズ・ヘルスケアオープンイノベーション)

高付加価値型食品の研究、開発、製造、販売の実施に必要な資金

光・電子技術関連産業(フotonバレー)

光・電子技術を基盤とした技術・製品の研究、開発、製造、販売に必要な資金

県内全域の中小企業者の皆様の取組を支援

◆申込窓口・問合せ先◆

- ・県内各取扱金融機関
- ・静岡県経済産業部商工金融課(Tel:054-221-2513)



「成長産業分野支援資金(プロジェクト分野)」の概要

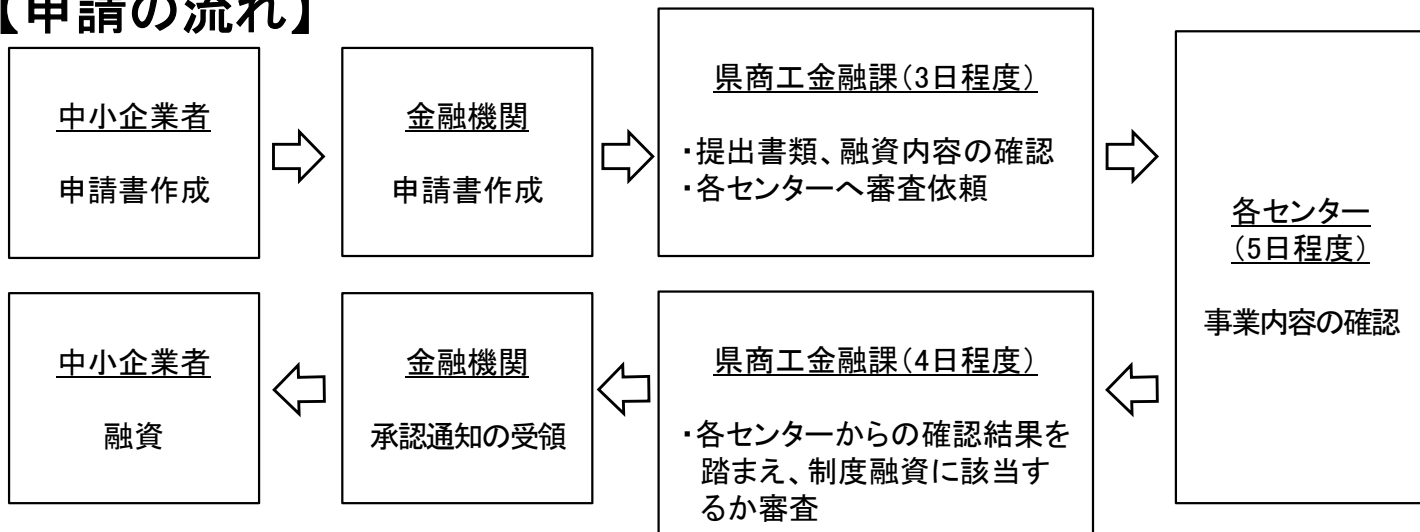
(令和6年4月1日現在)

区分	内容		
融資対象者	プロジェクト分野に参画する個人事業者、会社、組合		
資金使途	プロジェクト関連分野事業の実施に必要な設備資金、運転資金		
融資限度額	10億円	融資期間	10年以内(据置1年以内)
融資利率	金融機関による(固定金利または変動金利も金融機関による)		
利子補給率	金融機関が定める金利のうち、1/2を県が金融機関に利子補給する。ただし0.67%まで。 (例:金融機関が定める金利が1.20%の場合、県が0.60%利子補給をするため、融資利率は0.60%となる。)		
保証料率	金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとし、年0.3~1.3%(有担保の場合0.1%割引)		
担保及び保証人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる		
償還方法	元金均等月賦償還または元利均等月賦償還		
ホームページ	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028461.html		
提出書類	申込書【様式第1号】、成長産業分野支援資金確認書【様式第16号】、事業計画書【様式第16号別紙】、資金使途判断表、土地・建築物等取得計画書【様式第17号】(土地または建築物等を取得する場合)、見積書(設備資金の場合)、決算書(最近2年間)		

※取組内容が各プロジェクトに該当するか否かは、下記問い合わせ先までお願いします。

プロジェクト関連分野	プロジェクト	問合せ先
【東部】医療・健康関連分野	ファルマバレー	ファルマバレーセンター(055-980-6333)
【中部】食品関連産業	フーズ・ヘルスケアオープンイノベーション	フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンター(054-254-4513)
【西部】光・電子技術関連産業	フォトンバレー	フォトンバレーセンター(053-471-2111)

【申請の流れ】



※書類が整っていた場合のスケジュール(目安)です。

不備がある場合、書類が整うまで審査が中断しますので、御注意ください。